

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

第一条 給料の特別調整額に関する規則（規則六一四二）の一部を次のように改正する。
別表第二の三公安職給料表中「119,400円」を「120,700円」に改める。

第二条 給料の特別調整額に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第二の三公安職給料表中「120,700円」を「121,400円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の別表第二の規定は、令和六年四月一日から適用する。